

指名停止措置

株式会社東和設備は、専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を、民間発注の政令で定める重要な建設工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第7条第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、指示処分を受けたため。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第1第3項第7号に該当するため、指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	株式会社東和設備	代表取締役 和田 富雄	高知県高知市介良乙577-1	令和6年8月26日から令和6年10月20日まで